

学校いじめ防止基本方針

大子町立生瀬中学校

1 法律上のいじめの定義

- (1) 行為をしたもの（甲）も行為の対象となったもの（乙）も児童生徒であること
- (2) 甲と乙の間に一定の人的関係が存在すること
- (3) 甲が乙に対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
 - ・きわめて広い範囲（無限）
 - *この行為を相手方が知らなければ精神的苦痛は生じ得ないわけであるから、この行為が相手方に到達すること（相手を知ること）が最低限必要である。
- (4) 該当行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること
 - ・原則として、現実的に精神的苦痛を感じたことが確認されてはじめて、この要件が満たされる。
 - *一般人の感覚からして「そのような行為をされれば、当然に精神的苦痛を感じるであろう」と判断されれば、現実的に精神的苦痛を感じたことが確認されなくとも、その要件が満たされると解釈する必要がある。そうでなければ、自殺事案で事後的にいじめの該当生を認定することができなくなる。

2 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

【いじめの禁止】

いじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】

いじめが行われず、すべての生徒が安心して、学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに、その再発防止に努める。

3 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校の重点目標の1つとして弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ、いじめ防止対策に組織的に取り組む。
- (イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止のため生徒が自主的に行う生徒会活動に対する指導を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発に努める。
その他必要な措置として、道徳・学級活動等の時間を利用し、人権作文や人権・いじめ防止標語募集・集会等を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、定期的な調査等を次のとおり実施する。

- ①生徒対象いじめについてのアンケート 年3回（7月、12月、3月）
- ②定期教育相談を通じた生徒との面談 年2回（6月、11月）
- ③友人関係アンケート 年1回（7月）

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行いやすいよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

①スクールカウンセラーの活用

②いじめ相談窓口の設置

- (ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ インターネット等の携帯端末への対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえること。

また、SNS等を用いてのいじめを効果的に防止するために啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯端末等の使用等の情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

〈構成員〉校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護助教諭、特別支援コーディネーター、(スクールカウンセラー)

※必要に応じて 警察、児童相談所、町教育支援センター

〈活動〉

①いじめの早期発見に関すること。(アンケート、教育相談等)

②いじめ防止に関すること。

③いじめ事案の対応に関すること。

④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること。

〈開催〉

月1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに委員会を開き、事実の有無の確認を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、教育委員会等と連携し、いじめをやめさせるとともにその再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する対応と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

ア 大子町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

イ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価への活用

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。